

## 会 議 要 旨

1 会議名称 第2回生駒市学研高山地区環境保全対策委員会

2 開催日時 平成27年7月3日(金) 午前10時00分～午後11時35分

3 開催場所 エコパーク21管理事務所 2階研修室

### 4 審議事項

- (1) 学研高山地区における監視測定結果について
- (2) その他

5 出席者 出席委員 9名

(委員)	(学識のある経験者)	(関連のある自治会代表)
	伊木雅之 委員長	藤堂宏子 副委員長
	中西達也 委員	吉岡清憲 委員
		黒田八郎 委員
		久保田高司 委員
		松山治幸 委員
		池田幸柵 委員
		立石友恵 委員

(関係者) ㈱中外テクノス

(事務局) 奥谷環境経済部長

環境モデル都市推進課 川島課長、佐伯課長補佐、大熊、立岡

経済振興課 林課長

下水道課 山本課長、柳田

傍聴者 0名

6 審議内容

事務局 開会の挨拶

委員長 挨拶

事務局 資料の確認、事業者側出席者の紹介

学研高山地区環境保全対策委員会条例の規定により委員の3分の2以上の出席が会議成立の要件

10名中8名が出席、会議の成立を宣言

欠席者の報告

傍聴者はなし

委員長 案件1、学研高山地区における監視測定結果が議題。事務局に説明を依頼。

事務局 資料1、生駒市学研高山地区にかかる調査結果、および資料2の環境監視結果について説明。

事務局 水素イオン濃度以外の項目は農すべて基準はクリア。アンダーバーが付いて箇所は、何らかが基準をオーバーしていることを説明。

委員長 委員に質問、意見を求める。

委員 西浦川の大腸菌がオーバーしていることについて質問。

事務局 西浦川の大腸菌。農業用水基準項目のところのバーは、基準がないことを説明。

事務局 資料1 生駒市学研高山地区にかかる調査結果、資料2 環境監視結果について説明。

委員 動物油脂の基準値について質問。

事務局 基準値は30mg/L。4mg/Lを超えたもの。その前後でも26、20と基準を満たしているところも、比較的高い排水が出ていることを説明。

委員 26のあとの1ヵ月後が13となった要因について質問。

事務局 油脂分と回答。

委員 3回にわたって高い数字が出ているのは、どんな調査方法かと質問。

事務局 生活系の食用油等が発生原因として考えられる。油を台所から流さない対策を徹底することで、どこまで下げられるか大学で検討してもらおうと回答。

委員 高い数値が出た原因の報告について質問。

事務局 常に均一した水質、油分量が含まれている排水が流れているわけではない

め、その瞬時の排水濃度の中で見ていきたいと回答。

委員 3月以降のデータが出てないと質問。

事務局 基準を満たしていることを回答。

委員 今言われたら答えられる数値を掴んでおく必要があると提言。

事務局 特に基準をオーバーしている状況ではないのと回答。

委員 結果が出るまでの期間について質問。

事務局 12月8日の採水で、報告を受けたのが1月14日。大学が分析業者から報告を受理したのが13日と回答。

委員 採取から結果の判明まで時間がかかっており、指示を出すまでに時間がかかっているため対応が遅くなっていると発言。

事務局 結果判明後に大学へ原因究明を依頼したが、発生源が不明であったため一過性のものと判断されたが、越えたことについて、生活系のところで発生の抑制を徹底していくという報告を受けたと回答。

また、測定回数の頻度を増やし、発生原因と推定される場所を除去していくことが対応策と考えており、大学も実施していることを説明。

委員 対応としては遅くないと考えるが、原因不明は残念だが、対策を講じたことで数値は下がっていった。その点はしっかり把握をお願いしたいと発言。

事務局 (手持ちの資料で) 月1回の測定を2週間に1回にしたが、基準の30を下回っていることを説明。

委員長 (事務局に対し) 説明有無を確認。

事務局 ないと回答。

委員長 測定値について、「偶然の結果」という説明はしないほうがよいと提案。

事務局 瞬時のものであっても、基準をオーバーしておれば、これは発生源者に対して対策を求めなければならないものであり、発生者責任で対応してもらわなければならないと考えていると回答。

委員長 そのような対応を求める。

委員 大学院は一体何をしたのか？各家庭に、炊事の際に油もの流すなどということ指導したのか質問。

事務局 大学の厨房、学生宿舎、教職員宿舎等もあり、そこに油脂類の排出方法を台所に流すのではなく、固めたり、拭き取ったり、そういう対応をしようとい

う注意喚起を行った。また、測定結果が基準値を超えていたり、異常値が出た場合の対応として、大学のなかで設けられている安全衛生委員会の対応で報告する等の取り組みを行っているとの報告を受けたことを説明。

委員長 シアン等の重要項目が基準値を超えていたときは、もっと早く対応する必要がある、その場合の対応について質問。

委員長 重要な項目については、出た瞬間に、あるいは翌日には？と質問。

事務局 そこまでは、大学のほうと分析業者の関係を確認はしていないが、常識的に判断して有害物質関係に異常値があった場合は、すぐさま連絡があると思っていると回答。

また、緊急時の報告については、速やかに対応するために大学に施設係という担当があり、そこには（口頭で）伝えていると回答。

委員長 報告により緊急度は違うため、臨機応変な対応を求める。他に質問、意見等の有無を確認。

委員 7月に実験施設が移転したことに伴い、8月、11月の測定の未実施について質問。

事務局 薬の品質管理調査のため、保存効力試験を実施（年4回）。昨年の年度途中から、保存効力試験は別の施設で実施することになり、カビ等常在菌は扱わなくなったという報告を受け、調査を止めている。そのため、8月、11月に関しては、調査を行ってないと回答。

委員 排気口の直下のデータ数値が高いことについて質問（一般細菌が170）。

事務局 一般細菌自体はどこでもある菌で、高くなる可能性も高いことを説明。重要なことは、大腸菌が微生物の中で非常に生命力が強く、この数値が高ければ一般細菌も高くなる可能性は高い。ただ、一般細菌だけが異常に高い場合はそれほど問題があるという捉え方はしてないと回答。

委員 我々は、数字でしか判断できない。専門家に聞かないとわからないと提言。

事務局 大腸菌は生命力が強く、遺伝子組み換えでも大腸菌を使って実験がなされている。これは、比較する意味で、一般細菌も一緒に試験して見ているという状況。この2つが高くなると要注意になると回答。

委員 水素イオン濃度の高値について、藻の排除で下がるのではと質問。

事務局 高値は水量の少ない所。夏場等、水温が高くなる時期に大量発生し、植物性

プランクトンが発生して高くなることがあるが、自然界で通常通り起こり得ることであり、気にする必要はないと回答。

委員 井戸水について、鉄とマンガンが多いこと及び学研都市内だから高くなるのか、井戸水を飲料用に使っている家庭について、水質検査がどこまでなされているのか質問。

事務局 ボーリング調査をしていないので、なんとも言えない部分がある。実際に稼働しているもので水質検査の結果は出ており、平成 27 年度の水質結果を見ると、23 本分の井戸があり、全部が鉄、マンガンが高いかというのと、そうではなく、除鉄、除マンガンをしていれば使える水であり、23 本の井戸の内、約 6 割ぐらいが、鉄を含んだ水になる。基準値の 0.3 という基準を超えた水であると回答。

委員 マンガン（の値）について質問。

事務局 マンガンも基準値を超えた水が出ている。稼働して取水している井戸に関しては、23 本中 6 割が基準を超える水であるあり、生駒市全体として、地層的に鉄、マンガンの影響を受けやすいと考えていると回答。

委員 上水道使用時の除鉄、除マンガンについて質問。

事務局 していると回答。

委員 この近辺の各家庭で井戸水が使われていることを確認。

事務局 ナンバー3 の井戸、農家住宅で、水道を引いておらず、飲用水として利用。除鉄、除マンガンの装置を自作して利用。この水質結果については本人に通知済であることを回答。

委員 鉄、マンガンを含んだ水の農作物への影響、蓄積されて人体に影響等、科学的なことは、素人には分からない。また、ナンバー1 は農業用、個人の井戸か確認。

事務局 その通りと回答。

委員 2 番目はと質問。

事務局 大学で散水用として利用されていることを回答。

委員 この水が調整池に溜まり、水量が増加したときに流れ出す。これを阻止するのは困難。これは恐らく井戸の水が溜り、茶色くなってる、昔で言う金気質の土壤と思われ、高い数字が出てることについて、科学的に人体にはあまり

影響とか、どのような状況で捉えているか質問。

委員長 飲用水として常用していると影響があるかもしれない基準について、常時飲用するわけではなく、それが原因で、人体に何か影響が出るとかは考えられないというのは考えられない。井戸水を飲料水として常用するのはいけないですよというきまりである。

土壤が赤くなっているのは、鉄の可能性がある。そういうことが環境に影響を与えるという心配あるかもしれないが、それが人体に影響するとはちょっと考えられない。よろしいですか。

意見の有無を確認。

委員 NDは基準値以下ということかと質問。

事務局 一番測れる限度以下であることを回答。

委員長 学研高山地区環境監視測定結果の了承について確認

<了承>

委員長 案件の2その他について、事務局に確認。

事務局 株式会社芦田製作所の環境保全計画書、環境保全協定書の案について審議、委員会での意見を踏まえ、委員長、副委員長にも再確認し、6月29日に生駒市と環境保全協定を締結。この後、建築確認申請の手続きを行い、9月初めに着工予定。年内の竣工を予定。緊急時の連絡体制について、芦田製作所及び既存の事業者を含めて整備してほしい旨の要望があり、現在検討中（伝達手段について）。

幸信プラスチック株式会社について、社名変更があったことを説明（新社名バーレープラス）。

バーレープラスの新たな事業計画について、担当の経済振興課が説明。

事務局 敦賀工場の学研高山地区への移転についての協議を進めたい旨の申し入れがあり、協議が整った後、委員会に相談、審議をお願いする旨を説明。

委員長 まだ具体的な計画はできていないかと質問。

事務局 まだ、具体的な計画はない。約1万㎡の建物を建てる予定と回答。

事務局 23年度の計画で、1次計画、2次計画となっており、今般2次をしたいと。で、2次計画について、詳細決定後、概要を説明、了承というかたちで進めていきたい旨を説明。

委員 解体業者の中で、野積みになっているものを解体作業(家電製品等)することで環境汚染につながると考えられる。パトロールの実施状況について確認。

事務局 その家電については違法性があり、指導も入り、担当部署でパトロールを実施。それ以外に関してのパトロールは未実施。家電製品を受け入れることは違法であり、指導はしている。ただし、それ以外の物に関しては、持ち込む可能性があり、産廃は、その手続きが必要になるが、県と一緒に確認を行っていく。

この問題は、大きな課題で、生駒警察署と奈良県と環境美化センターと環境経済部、この4者として、もし、実際にあれば、速やかに立ち入り検査して止めさし、警告を出し、場合によっては刑事告発という手続きを取っているケースもある。そういったケースがあった場合、必ず現地にて事実確認を行っている」と回答。

委員長 他に意見の有無を確認、ないため終了宣言。

<終了の宣言>